

## 部外者及び非公認団体による学内での 勧誘行為について

明治大学では、許可のない部外者の学内立ち入り、学生への勧誘活動を**禁止**しています。

また、大学が**公認**していない団体（非公認団体）による**学生への勧誘活動**も**禁止**しています。

これらの勧誘行為を認めた場合は、直ちに学内からの退去を求めます。

以 上

2024年4月

明 治 大 学